

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷五十第

行發日一月七年一十正大

## 論叢

支那の古典に見られたる社會政策

法學博士 田島 錦治

租稅負擔の一般と租稅の民衆化

法學博士 神戸 正雄

基督教文明の發展概論

法學博士 財部 靜治

社會哲學に於る主意的二元論的思想

法學士 恒藤 恭

經濟道と經濟術

法學士 作田 莊一

## 時論

政費節減論

法學博士 小川 郷太郎

## 說苑

功利主義と生産政策

經濟學士 堀 經夫

## 雜錄

勞農露西亞の社會保險

經濟學士 岡崎 文規

英國と勞農露西亞

經濟學士 小川 福太郎

經濟學會公開講演會記事

雜 錄

勞農露西亞の社會保險

岡崎 文規

露國に於ては、雇主賠償責任法は千九百二年に、そして社會保險に關する勞働立法は千九百十二年に制定せられたのであるが、歐洲各國の勞働立法に對比するならば、それは遙かに幼稚なものであつて、保險範圍の狭小であること、勞働者の保險料負擔が過重であること等遺憾な點が多かつた。それ故に千九百十三年以來、社會保險制度の改革が勞働者によつて、常に要求され來たつたのであるが、その主要なる點を列記すれば、(一)例外なく一切の勞働者を加入せしむること、(二)保險種類を傷害、疾病の場合のみに限らず、凡そ勞働能力を喪失せしむる一切の事變に對して保險を行ふこと、(三)生活費に應じて最低年金を給與し、賠償金を支拂ふこと、

(四)保險料は全部業主の負擔たること、(五)保險組合の管理は専ら勞働者をして管掌せしむること等である。乍併、これ等の要求は、革命の勃發する迄は、一の死せる要求として存在するに過ぎなかつた。然るに千九百十七年十月三十日の Pravda は其の紙上に(傳ふる所に依れば、Bolshevik が該新聞紙を自己の手中に收めてより、僅か數日を出でざる後のことであるが)社會保險に關する一つの所説を發表した。その一節をこゝに轉載することは興味のあることゝ信する。何故ならば、之によつて Bolshevik が計畫してゐた初期のプログラムの基準を窺知することが出来るからである。

「露國の無産者が其の標榜する處は、都市及び農村に於ける賃雇勞働者并に貧民のために、完全なる社會保險を獲得せんとするにあつたのである。乍併、Carr の政府、即ち地主と資本家の味方である政府は勞働者の此の要求を實現しようとはしなかつた。勞働者として農民の政府は、露國の勞働階級并に都市及び農村に於

1) Woodburg, Social Insurance. p. 13.  
 2) Rubinow, Standards of Health Insurance. p. 20. (Woodburg, Social Insurance. p. 16 には此の點に關し1910年とあり。)

ける貧民に對し、既に労働者の提起せる改革案を基礎とする社會保險法の制定に、早速着手することを、こゝに聲明するものである。」

と記述し、尙ほ労働者の要求を略ぼ同一の五個の要綱を掲げてゐる。

千九百十七、十八の二年間に、少なくとも前後九回に亘つて社會保險に關する法律が公布されたやうであるが、何れも殆んど其の text を手に入れる事が不可能である。中に就きても勞農露國の社會保險の内容を知る上に、最も重要な資料と考へられる千九百十八年十月三十一日の「社會保險に關する法律」をも缺いてゐるのは返すくも遺憾である。が、私は茲に「Labour Conditions in Soviet Russia」の「第四章、失業」及び「第六章、社會保險」の二章に記述せられてゐる所を基礎として、勞農露國の社會保險が如何に發展したかを紹介することとする。

其の保險種類は殆んど社會保險の全部に亘つてゐると言つてよい。即ち(一)疾病及び傷害保險(二)老癈保險、(三)失業保險、(四)出産及び幼児哺育

保險、(五)死亡保險等これである。そして V. A. Zenkovich の報告書「社會保險及び労働保護。其の組織職分及び事業」にして信用するに足るものであるならば、(一)保險組合の組織及び管理、(二)其の財政等一切の保險事務、并に(三)保險に關聯してゐる醫療及び衛生事務等は凡て労働局 (The Labour Commissariat) の一課である社會保險局 (the Commissariat of Social Insurance) の手によつて處理されるのである。社會保險局は中央官廳 (the Central Authority) と地方官廳 (Local Authorities) より成り立つてゐる。

千九百十七年十一月二十八日の法律は、失業保險に關する規定であるが、それに依れば、保險の範圍は全露に亘り、また其の職種、宗教、年齢、性等に區別なく、製造業、鑛業、冶金業、運輸業、手工業、建築業、商業、農業、林業、漁業等一切の賃雇労働に従事するあらゆる労働者を以て、被保險者とするのである。但し監督技師或は法律顧問等の企業上の幹部并に自由職業に従事し、職業組合委員會 (Councils of Prof-

\* 本書は國際労働局より露國へ派遣せられたる視察委員の報告書であつて1920年にLondonのHarison & Sonsより刊行せられたものである。今日では多少の變動があらうが露國の労働状態を知る上に英文で書かれた參考書中最も權威あるもの一つである。

essional Unions) の規定せる平均勞賃の三倍以上の收入ある者は之を除外してゐる。

國家が産業の國有化を行ふに伴れ、個人企業家の數は漸次に減少し、其の完全な國有化が行はれると同時に、企業家なる者は全く姿を消して仕舞つた。その結果、國家は從來の企業家に代つて保險費用を支出しなければならなくなつた。即ち庶民委員會 (Council of the People's Commissaries) は千九百十八年八月七日に、國有産業に於ける失業及び疾病保險に關する新制規を規定した。該制規の第三條により、一切の國家施設及び企業は勞働者を保證するために、豫算の内に其の費用を計上しなければならない。そして第二條により、國民經濟高等委員會 (the Supreme Council of National Economy) 及び其の地方委員會 (its regional Councils) は其の費用は各企業の豫算中に計上されてゐるかを調査し若し遺漏のある場合には、修正を命じなければならぬ。第七條の但書によれば、個人企業家の場合には科料處分が行はれたが、國家施設及

び其の企業に對しては全く之を缺き、職務上の責任を負ふのみである。

補助金額は全露何れの地方に於ても均等であつて、失はれたる賃銀の全部又は一部に代る可きものである。之に最高と最低の限界が規定されてゐる。最低金額とは不熟練勞働者の平均賃銀に均しく、最高金額とは此の平均賃銀の二倍を越へないものを言ふのである。そして其の補助は現金を以てなされる場合と物品を以てなされる場合とに分れてゐる。

一、失業保險。千九百十七年十一月二十八日の失業保險法に據れば、工場閉鎖による失業は失業保險の對象となるけれども、同盟罷業による失業に對しては保險的効力は發生しない。失業の事實及び其の期間を決定するものは、失業組合管理部 (the unemployment fund management) であつて、失業の處理は専ら地方勞働紹介所 (the local Labour Exchanges) 及び職業組合 (professional unions) によつてなされるのである。

全露失業組合は企業家の贖出金によつて存立

するものである。が、其の金額は賃銀額に對して一定の比率を保ち、例へば全露職業組合委員會の提供せる材料に基き、保險委員會は其の最低額を賃銀額の三分と規定せるが如きこれである。但し、季節労働者に對する企業家の最低贖出金は賃銀額の五分である。そして贖出金は賃銀支拂後一週間以内に、失業組合に納入しなければならぬ。若し所定の期間内に納入されざる場合には労働局は企業家に其の支拂ひを命令し、尙ほ一ヶ月遲滞する毎に、罰金として贖出金の一割を課徴することになつてゐる。

尙ほ其他に、企業家は、一労働者の雇入或は解雇に關しては、三日以内に、失業組合管理部に申告すること、二工場に於て仕上げたる仕事及び各労働者に支拂へる賃銀額に關しては、賃銀を支拂へる該週間に、失業組合管理部に申告すること、三上述の申告事實は正確に工場帳簿に記入すること、四一切の會計帳簿、書類、備忘録并に上述の報告事實の證據となる帳簿類を委員會より派遣せる代理人には提示すること

等の義務を課せられてゐる。

失業日數が僅か一日乃至三日の場合には、何等そこに保險的効果が發生しない。若しそれが三日以上に亘るならば、失業者は失業の第一日より、保險利益を享受し得ることとなるのである。

補助金の給與を受けんとする失業者は、地方労働分配部 (Local Department of Labour Distribution) の登記用紙及び査定委員 (the valuation commission) の證明書を添へて、地方失業組合に申請しなければならぬ。地方失業組合は労働分配部及び職業組合の協力を仰いで、失業期間及び其の理由等を調査した上で、補助金を給與するのである。正當なる理由ある時は、その給與を拒絶することが出来る。労働者は失業組合の拒絶後二週間以内に地方労働部 (Local Department of Labour) に上告することが出来る。地方労働部で敗訴になれば、更に區労働部 (District Department of Labour) に上告することが出来る。この決定は終審である。

産業の完全なる國有化が行はれた以後に於ては、國家が必要なる保險費用を支出すべきものなる事は既に述べた所であつて、千九百十八年八月七日の該法律第二條但書によれば、勞働者の如何なる團體も、私營保險組合を設立することは之を禁止されてゐる。

千九百十八年六月十三日の *Ivestia* 紙上に於て勞働委員なる *Schapanikoff* は失業者は其の數參十萬を超へ、婦人は全體の二割七分を占めてゐると報告してゐる。又、七月三日の同紙上にはモスコイ工場委員會に於ける失業組合に關する報告が掲載されてゐるが、就きて見るに四月五日より六月十二日迄に賺出されたる保險費用額は千五百二十四萬四千三百六ルーブルであつて其の内千百十四萬三千百八十四ルーブルは企業家の賺出によるものである。そして給與せられたる補助金は現金で二百二十七萬五千四百十二ルーブル、物品で五十三萬九千五百八十五ルーブルであつた。

二、疾病及び傷害保險。疾病及び傷害保險法は

千九百十七年十一月二十一日に制定されたのであるが、該法律に據れば、この保險は醫療的及び金錢的救助を與ふるものである。金錢的救助の場合には、勞働能力を喪失せる日より全癒に至る日まで、日曜日と祭日とは別であるが、其他は各日毎に、被保險者の賃銀と同一の金額が病院組合より補給せられるのである。企業家の負擔する保險費用は賃銀額の一割である。千九百十八年八月七日の法律により、これ等の規定は國有化されたる産業に其のまゝ適用されることとなつた。

三、老廢保險。千九百十八年一月二十七日の *Ivestia* 紙は老廢保險に關して左の如く記述してゐる。

この年金を補給される勞働者は、少なくとも五年間は勞働に従事せる者で、彼は正に勞働能力を喪失せる者なる事を醫師が診斷し、且つ勞働力以外に何等の生活資源をも所持してゐない者でなければならぬ。年金の金額は、完全に勞働力を喪失せる場合には、被保險者の全勞賃

と同額を給與されるのであるが、この場合でも其の總額が同一職業に従事する労働者の平均年収を超過してはならないのである。そして局部的労働不能の場合には、労働能力の減退に依つて被る減収に相當する金額が補給されるのである。不健康産業に従事する労働者に對しては勤務年限に關係なく、年金を給與することゝなつてゐる。

其後の新らしき規則では、労働期間が五ヶ年に達しない癱疾者に對しても年金を補給する事にしたのであるが、それでは保險費用に不足を來たすので、この點を改正するために制定されたものが、即ち千九百十八年十月三十一日の法律である。Heller は言つてゐる。彼に従へば、この法律では労働能力が減退しても、其のために収入の減少が一割以下の場合には年金を補給しないのである。また勤務年限に應じて年金に等差を附したのである。完全なる労働不能に陥つた場合でも、年金は不熟練労働者の平均賃銀を超過することが出来ない。

其外に特別救助規定があるが、これは被保險者を病院に收容する事が必要であるに拘らず、病院の存生しない場合、其のために當然要すべき費用を給與するものである。保險組合行政部は癱疾者を其の家族に引き取らせる權限を有してゐる。其の場合には、彼の眷族が年金を受け取ることゝなる。癱疾者は一年に一回を限つて老練家の醫療を受ける權利がある。疾病に罹れる癱疾者は不當に治療を拒絶する事が出来ない。若し敢てさうするならば年金を褫奪されるのであらう。乍併、大手術は之を拒絶しても年金を褫奪されるやうな事はない。

年金は被保險者が労働不能の事實を組合行政部に通告した日を以て起算されたのである。年金額の決定をなすものは全露中央保險局 (All-Russian Centre of Insurance) である。労働不能の程度の決定をなすものは鑑定局 (Bureau of Experts) である。

四、出産保險。出産は、保險の見地からは、特殊なる疾病の一種と看做す事が出来る。乍

併、勞農政府は千九百十八年十月三十一日の法律に於て初めて出産保險を規定したのであつた。Hellerに從へば、該法律の規定せる出産保險は他の保險種類とは其の組織を異にしてゐる。即ち保險料は全露中央保險局が一定額を算定するのであつて、賃銀に對する比率等を基準にして算出されたるものではない。保險料は全露に亘つて同額である。出産の補償金は疾病に原因する癱疾の補償金と同一の規定によつて補給せられるのである。補給期間は産前八週間及び産後八週間である。組合は不熟練勞動者の平均賃銀の二十倍を超過しない限度の金額を、補償金以外に給與しても差支へない。嬰兒を自ら哺育し、ために收入を失へる母親に對しては、組合は被保險者の勞賃の四分の一の補償金を七ヶ月間給與するのである。

五、死亡保險。被保險者が死亡せる場合には、組合は彼によつて生活してゐる遺族に年金を給與する。年金額は遺族が一人の場合は、死亡者勞賃の四割、二人の場合は七割五分、三人又は

三人以上の場合は十割である。年金は被保險者死亡の日より給與される。年金の外に、年金最低額の三十倍に等しき葬式費を補給する。其の他に、孤兒を孤兒院に入れたり、之に食料を給與したりするが、これは社會保險の範圍を脱し、慈惠の性質のより勝つたものである。